

張する。

(イ) しかし、上記工事費用としては、500万円は高額に過ぎる。本訴被告会社においては、その根拠を明らかにされたい。

(9) 同(11)は、知らないし否認する。主張は争う。

(10) 同(12)及び(13)は、知らないし否認する。

(11) 同(14)及び(15)は、認否不要。

(12) 同(16)は、知らないし否認する。

3 第1・3について

知らないし否認する。主張は争う。

4 第2について

(1) 同1について

ア 同(1)について

(ア) 認否不要。

(イ) 本訴原告らは、契約当事者は本訴原告会社であって、本訴原告辰彌ではないと主張しているものである。

イ 同(2)は、認否不要。

ウ 同(3)は、知らないし否認する。主張は争う。

(2) 同2について

上記のとおり、本訴原告らは、契約当事者は本訴原告会社であることから、本訴被告黒木が真に「企業の社会的責任」を追及することを目的としていたのであれば、本訴原告会社に対し書面を送付すべきであるのに、敢えて本件和解の当事者でなかった本訴原告辰彌に書面を送付している。このことから、本訴被告黒木の目的は、単なる個人的な恨みによる紛争の蒸し返しであったことは明らかである。

(3) 同3は、知らないし否認する。

(4) 同4について